

## 練馬区アスベスト飛散防止条例施行規則

平成17年12月28日

規則第171号

(趣旨)

第1条 この規則は、練馬区アスベスト飛散防止条例(平成17年12月練馬区条例第92号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の例による。

(建築物等)

第3条 条例第2条第2号に規定する工作物は、つぎに掲げるものとする。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に定める建築物

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条に定める工作物

鉄道および軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設ならびに跨線橋、プラットホームの上

家その他これらに類する施設

前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(特定建築物)

第4条 条例第2条第5号に規定する規則で定める建築物は、つぎの各号のいずれかに掲げる用途に供される建築物で、平成9年3月31日までに竣工されたものとする。

興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館または遊技場

店舗または事務所

学校(研修所を含む。)

ホテルまたは旅館

病院または診療所

社会福祉施設

運動施設

公衆浴場

工場

駅舎

自動車または自転車の駐車のための施設(住宅に付属するものを除く。)

(令3規則52・旧第6条繰上・旧第5条繰上・一部改正)

(台帳)

第5条 条例第6条に規定する台帳に記載する事項は、つぎに掲げるとおりとする。

建築物等の所在地、規模、構造および用途

建築物等の所有者および管理者の住所および氏名

建築物等に使用されている吹付けアスベスト等の種類および措置の方法

前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(平26規則62・一部改正、令3規則52・旧第7条繰上・旧第6条繰上)

(特定建築物の所有者等が行う調査等)

第6条 条例第7条の規定による調査は、使用されている吹付け材がつぎに掲げる吹付けアスベストまたはアスベストを含有する吹付け材であるかどうかを目視、設計図書等による調査または工事施工業者への照会等により確認するものとする。

吹付けアスベスト

アスベスト含有吹付けロックウール

アスベスト含有ひる石吹付け材

アスベスト含有パーライト吹付け材

2 前項に規定する方法により、使用されている吹付け材が同項各号に該当するか確認ができないときは、成分の分析を行うこととする。ただし、当該吹付け材を前項各号に掲げる吹付けアスベストまたはアスベストを含有する吹付け材とみなして、条例第8条第1項の規定に基づく措置を講じる場合には、この限りでない。

3 条例第7条に規定する調査の結果の届出は、吹付けアスベスト等調査届（第1号様式）によるものとする。

（令3規則52・旧第8条繰上・旧第7条繰上・一部改正）

（特定建築物の所有者等がとるべき措置等）

第7条 条例第8条第2項に規定する措置の計画の届出は、吹付けアスベスト等措置計画届（第2号様式）によるものとする。

（令3規則52・旧第9条繰上・旧第8条繰上）

（事前調査結果の掲示）

第8条 条例第10条に規定する掲示は、建築物等の敷地の道路に接する部分（当該敷地が2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）に、地面から掲示物の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように行わなければならない。

2 解体等工事の元請業者または自主施工者は、風雨等のために容易に破損し、または倒壊しない方法で前項の掲示を行うとともに、記載事項が当該解体等工事の期間中不鮮明にならないように維持管理しなければならない。

（令3規則52・追加・旧第9条繰上）

（作業基準）

第9条 条例第12条に規定する規則で定める作業基準は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「省令」という。）別表第7に規定する事項および都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第123条第2項に規定する遵守事項とする。

（平26規則62・一部改正、令3規則52・旧第10条繰上・一部改正）

（標識の設置等）

第10条 条例第13条に規定する標識（以下「標識」という。）は、省令第16条の4第2号口に掲げる事項のほか、解体等工事の実施の期間を表示するものとする。

2 第8条の規定は、標識の設置について準用する。

3 条例第13条第3項に規定する報告は、同条第1項に規定する特定工事の開始の日の5日前までに、標識設置報告書（第3号様式）により行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、条例第13条第1項ただし書の場合における同条第3項に規定する報

告は、標識設置報告書により速やかに行うものとする。

(平26規則62・一部改正、令3規則52・旧第12条繰上・旧第11条繰上・一部改正)

(住民説明会の開催等)

第11条 条例第14条第1項の規定により関係住民に説明すべき事項は、つぎに掲げる事項とする。

条例第14条第1項に規定する届出対象特定工事(以下「住民説明対象工事」という。)の対象となる建築物等の規模、構造および敷地内における位置

住民説明対象工事の対象となる建築物等の部分における吹付けアスベスト等の種類およびその使用箇所

吹付けアスベスト等の除去、封じ込めまたは囲い込み(以下「除去等」という。)の措置および飛散防止の方法

吹付けアスベスト等の除去等の措置および飛散防止のための作業の実施期間および作業時間

アスベストの飛散状況の監視方法

吹付けアスベスト等の除去等の措置および飛散防止のための作業に係る資材の搬入経路、廃材の搬出経路および工事車両の通行経路

住民説明対象工事の元請業者または自主施工者の現場責任者の氏名および連絡場所

下請負人が吹付けアスベスト等の除去等の措置および飛散防止のための作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名および連絡場所

前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 条例第14条第1項に規定する関係住民への説明の方法は、つぎに掲げる方法とする。

説明会の開催

戸別訪問

工事説明資料の戸別配布

前3号に掲げるもののほか、区長が適当と認める方法

3 住民説明対象工事の元請業者または自主施工者は、前項第1号に規定する説明会(以下「説明会」という。)を開催しようとするときは、当該説明会の開催日の5日前までに、関係住民に周知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、住民説明対象工事の元請業者または自主施工者は、条例第13条第1項ただし書の場合において説明会を開催しようとするときは、当該説明会を開催する前に、関係住民に周知しなければならない。

5 条例第14条第1項ただし書に規定する規則で定める方法は、つぎに掲げる方法とする。

作業箇所を局所的に隔離するためにグローブバッグを使用して吹付けアスベスト等の除去等の作業を行う方法

前号に掲げるもののほか、区長が適当と認める方法

6 条例第14条第2項に規定する報告は、住民説明対象工事の開始の日の2日前までに、住民説明実施報告書(第4号様式)により行うものとする。ただし、第2項第3号に掲げる方法により説明を行ったときは、当該説明を終了した日から3日を経過した日以後で、かつ、住民説明対象工事の開始の日の2日前までに当該報告を行わなければならない。

7 前項の規定にかかわらず、条例第13条第1項ただし書の場合において条例第14条第1項の規定

により説明を行ったときは、同条第2項に規定する報告は、住民説明実施報告書により速やかに  
行うものとする。

(平30規則86・全改、令3規則52・旧第13条繰上・旧第12条繰上・一部改正)

(測定等)

第12条 条例第15条第1項に規定する測定等の方法は、都民の健康と安全を確保する環境に関する  
条例施行規則(平成13年東京都規則第34号)別表第13の1の項に規定する監視の方法によるもの  
とする。

2 条例第15条第2項に規定する測定等の結果の報告は、アスベスト濃度測定結果報告書(第5号  
様式)に必要な図書を添えて行うものとする。

(平26規則62・一部改正、令3規則52・旧第14条繰上・旧第13条繰上)

(立入検査を行う職員の身分証明書)

第13条 条例第17条第2項の規定により立入検査を行う職員が携帯する証明書は、第6号様式によ  
るものとする。

(平26規則62・一部改正、令3規則52・旧第15条繰上・一部改正)

(公表)

第14条 条例第18条第1項に規定する公表の内容は、つぎに掲げる事項とする。

特定建築物の所有者等または解体等工事の発注者、元請業者、自主施工者もしくは下請負人  
の氏名および住所

公表の原因となった行為の内容

2 前項の公表は、練馬区公告式条例(昭和25年9月練馬区条例第46号)で定める掲示場への掲示  
その他の方法により行う。

3 条例第18条第2項に規定する弁明の機会の付与については、練馬区行政手続条例(平成7年3  
月練馬区条例第2号)および聴聞および弁明の機会の付与に関する規則(平成6年9月練馬区規  
則第65号)の定めるところに準拠する。

(平26規則62・一部改正、令3規則52・旧第16条繰上・一部改正)

(届出書等の提出部数)

第15条 条例の規定による届出および報告(条例第17条第1項の規定による報告を除く。)は、届  
出書および報告書の正本にその写し1通を添えてしなければならない。

2 2以上の特定建築物についての条例の規定による届出は、当該2以上の特定建築物が同一の工  
場または事業場に設置されている場合に限り、1の届出書によって行うことができる。

3 2以上の建築物等の解体等工事についての条例の規定による報告は、当該2以上の建築物等の  
解体等工事が同一の工場または事業場において行われる場合に限り、1の報告書によって行うこ  
とができる。

(平30規則12・追加、令3規則52・旧第17条繰上・一部改正)

(委任)

第16条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

(平30規則12・旧第17条繰下、令3規則52・旧第18条繰上)

付 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

付 則（平成26年5月規則第62号）

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

付 則（平成30年3月規則第12号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成30年12月規則第86号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月規則第52号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定ならびに付則第5項および第6項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の練馬区アスベスト飛散防止条例施行規則（以下「新規則」という。）第9条、第11条、第12条および第14条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して14日を経過する日以後に着手する解体等工事（第1条の規定による改正前の練馬区アスベスト飛散防止条例施行規則第11条の規定による届出がされた解体等工事（練馬区アスベスト飛散防止条例の一部を改正する条例（令和3年3月練馬区条例第7号）第1条による改正前の練馬区アスベスト飛散防止条例第12条第3項の規定により当該届出を要しないこととされた解体等工事を含む。）であって、同日前に着手していないもの（以下「届出がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した解体等工事（届出がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。

3 新規則第16条の規定は、施行日以後にした行為（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為を除く。）について適用し、施行日前にした行為および前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の練馬区アスベスト飛散防止条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

5 第2条の規定による改正後の練馬区アスベスト飛散防止条例施行規則第10条第3項および第4項の規定は、付則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に着手する解体等工事（第2条の規定による改正前の練馬区アスベスト飛散防止条例施行規則第14条の規定による届出がされた解体等工事を除く。）について適用する。

6 付則第1項ただし書に規定する規定の施行の際、第2条の規定による改正前の練馬区アスベスト飛散防止条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

第1号様式（第6条関係） [略]

（令3規則52・全改・一部改正）

第2号様式（第7条関係） [略]

（令3規則52・全改・一部改正）

第3号様式（第10条関係） [略]

(令3規則52・全改)

第4号様式(第11条関係) [略]

(令3規則52・全改・一部改正)

第5号様式(第12条関係) [略]

(平26規則62・全改、令3規則52・一部改正)

第6号様式(第13条関係) [略]

(平26規則62・全改、令3規則52・一部改正)